
巨大災害・巨大リスクと保険制度

慶應義塾大学 堀田 一吉

1. はじめに

近年、多大な経済的損害をもたらす自然災害が多発する中で、保険損害は著しい増加傾向を示している。人口や資産の地理的集中が進むにつれて、巨大リスクは、国民経済を脅かす存在として、個人や企業にとって大きな関心となっているだけでなく、国家的対策を施すべき課題となっている。

2. 巨大リスクと保険可能性

巨大リスクはその性質によって、単発的（outbreak）リスク、集積（collective）リスク、累積的（cumulative）リスク、社会経済的（socio-economic）リスクの4つに大別できる。巨大リスク対策を考えるうえで、それぞれのリスク特性を十分に検証する必要がある。巨大リスクの特徴は、統計が乏しく正確な事故予測が困難、空間的かつ時間的リスク分散を図るために、大きな準備金（プール）が必要、リスク認知が主観的になりやすい（＝個人差が大きい）、損害が多重的で多種多様な保険が関与する、などの特徴を有しており、保険可能性（insurability）の観点から困難を有している。しかし最近の保険技術や金融技術をめぐる発展は目覚しく、保険の引き受け能力は確実に高まっている。

3. 巨大災害・巨大リスクと保険機能

リスクファイナンス（以下RF）としての保険は、損害填補機能、リスク内部化機能、リスク社会化機能、損害軽減機能、情報提供機能、などさまざまな機能を有する。これらの保険機能を最大限に引き出すために何をすべきかが保険制度の課題となる。さらに、巨大リスクを安定的にカバーするためには、合理的な準備金の積み立て方を考慮しなければならない。近年、企業リスク管理（＝ERM）が注目されているが、ここで重要なのは、測定困難な巨大リスクのリスク量をいかに把握するかである。それを踏まえて、経済資本（リスク資本）を確保するために、保有、保険、CATボンド、デリバティブなどのRFにおける最適組み合わせを模索することになる。

4．巨大災害コストと損害緩和

しかし、巨大リスクを保険やCATボンドなどのRFだけで対処することは不可能であり非効率である。巨大災害にかかわるコスト全体を把握して、社会全体として災害コストを最小化するという考え方が非常に重要である。言い換えれば、巨大災害対策においては、とりわけ補償（保険）と抑止（緩和）の相互性を捉えて、最適バランスを探るための考究が必要である。この時に、損害緩和（mitigation）の視点が極めて重要であり、それにより保険の引き受け能力をさらに拡大させる可能性が高い。ここでは個別主体の自由な選択行動よりも、防災対策や基準設定などの集権的措置が不可欠となる。

5．巨大災害補償と官民役割分担

さらに、巨大リスクは、民間の保険システムの中だけで処理することは難しいので、一般の保険リスクと異なって、政府との連携が不可欠である。巨大リスクへの対処を完全に個人判断に委ねるべきではなく、政府の果たすべき役割は多様であり大きい。具体的には、被災者に対する救済、企業・個人の自助努力の支援、保険システム（準備金積立ルール）の強化、最後の手段（last resort）としての（再）保険者、損害負担ルールの設定、防災対策の実施、災害情報の調査研究、などである。社会全体として巨大災害をいかに処理すべきかについては国民の間の合意が必要となるし、それを踏まえた保険的対応の範囲が決定されなければならない。巨大災害・巨大リスクへの対応策は、まさに災害補償における官民役割分担のあり方を考えることである。

6．おわりに

自然災害を始めとして巨大災害の脅威は、年々、地球規模で高まっている。一方で、国内の保険市場は、再保険や資本市場を通じて、海外の保険市場と相互に強く影響を受けるようになっている。つまり、巨大災害・巨大リスクへの対応については、国際的連携がますます必要な状況にある。日本の保険業界には、国際的視野に立った役割も期待されている。

巨大災害・巨大リスクと法制度 地震保険のあり方について -

北海道大学 山本 哲生

1. はじめに

本報告では、巨大災害・巨大リスクに関する法制度のうち、地震保険制度をとりあげ、制度設計をする際にどのようなことが考慮要素となるかを検討する。地震保険制度をどのように仕組むべきかについては、以前から、様々な見地から種々の議論がなされているところ、本報告では、地震保険を社会保険として制度設計するとして（地震保険に社会保険の要素を組み入れるとして）、社会保険としての制度設計が合理的であるのはどのような場合か、社会保険として制度設計するとして、どのようなことを考慮しなければならないかなどの点について検討する。

ところで、地震保険を社会保険として設計する場合を考えるという検討の視角自体に説明が必要であるかもしれない。現在存在している健康保険、年金などの社会保険制度を念頭におくと、地震保険は社会保険とはまったく異なるもののようにみえるかもしれない。ただし、社会保険は社会保障制度の一つであるが、社会保障を最も単純化した理解として、「一定の性格を満たす要保障事由が個人に生じた場合に、当該個人に、統治団体が行う給付」という理解が示されている¹。地震保険では民間保険会社の保険契約に基づいて給付がなされるのであり、統治団体（国、地方公共団体）が直接給付を行うものではないが、社会保障として行われる給付の具体的提供者として民間保険会社を社会保障制度に組み入れたものという位置づけが不可能であるわけではない²。また、社会保険の特徴として、強制加入であることがあげられることがあるが、上記の理解では、強制加入であることは社会保障であることの要件ではない。このような社会保障の基本部分の理解からすれば、地震保険を社会保障制度の一つである社会保険として設計することがありえないわけではないといえよう。

このような広い社会保障の理解のポイントは、統治団体が給付を行うという点であり、要は、市場による交換とは異なる、統治団体が関与する制度により給付を行うということである。

¹ 太田匡彦「対象としての社会保障」社会保障法研究1号（2011年）184頁。

² 太田・前掲 237頁参照。

2. 社会保険としての地震保険についての検討

地震保険を社会保険として制度設計するという視角は、従来の議論にも含まれていたものである。たとえば、地震保険が創設された当時には、地域による保険料格差はなるべく小さくするべきであるとの考え方が示されていた³。現在でも、連帯の観点から保険料細分化を徹底する必要はないという意見もある⁴。地震保険制度の改革案として、保険料支払のため低所得者に対して税金により援助するという提案もある⁵。地震保険そのものについてはないが、被災者生活再建支援法による給付の正当化根拠として社会保障が語られることもある⁶。

このように従来から地震保険の制度設計において社会保障的な要素の含まれた提案等がなされることは必ずしも珍しいことではなかった。ただし、地震保険を社会保障的に仕組むのであるとすれば⁷、そもそも地震被害者に対する給付を社会保障制度として設計することが妥当かどうかということが問題となるはずである。この問題は、単に私保険を利用している以上は私保険として仕組むべきであるというようなものではなく（上記のように私保険を利用した社会保障制度もありうる）、より実質的に何を社会保障制度の対象とすることができるかというものである。また、社会保障の対象とすることができるとして、その制度の内容を設計する際にどのようなことを考慮するべきかも問題になる。

本報告では、比較的近時の社会保障法学等における議論を参照しつつ、地震保険の制度設計について若干の検討を行う。

³ 昭和40年保険審議会答申。しかし、その後の、昭和54年の答申、昭和55年の参議院大蔵委員会の附帯決議では、できるだけ地域別に危険度に応じた保険料とする旨が示されている。これらの点につき、損害保険料率算出機構『日本の地震保険』（2010年）159頁以下。

⁴ 財務省地震保険制度に関するプロジェクトチーム「地震保険制度に関するプロジェクトチームにおけるこれまでの議論の中間的整理」参照。

⁵ 佐藤主光「防災政策が個人の自助努力に与える影響」内閣府経済社会総合研究所「[経済学的視点を導入した災害政策体系のあり方に関する研究](http://www.esri.go.jp/jp/archive/hou/hou050/hou044.html)」報告書（2009年）112頁以下（<http://www.esri.go.jp/jp/archive/hou/hou050/hou044.html>）。

⁶ 伊賀興一「自然災害被災者に対する公的支援法システムの課題」日本社会保障法学会編『講座社会保障法6 社会保障法の関連領域』（法律文化社、2001年）198頁、202頁。

⁷ 政府による再保険制度は維持しつつ、地震保険の内容は完全に単なる私保険と同じ設計にするという場合も、前述の社会保障の理解からすれば、これを社会保障と位置付けることもありえるかもしれない。ただし、本報告では、地震保険の内容を私保険とは異なる内容にする場合を主にとりあげる。

地震保険制度の諸課題

創価大学 黒木 松男

1. 東日本大震災と地震保険

(1) 東日本大震災による衝撃

東日本大震災は、東北・関東・北海道に及ぶ地震損害・津波損害の巨大性・広域性及び支払地震保険金1兆2千億円という巨額性から、政府主導で1966年（昭和41年）に創設し、その後の改定を繰り返してきたわが国の地震保険制度に対しても大きな衝撃を与えた。それは、政府はもとより損害保険業界に対して、今後も地震保険制度を維持するのかどうか深刻な課題を提示した。1995年（平成7年）の阪神・淡路大震災の時に提起された議論よりもその深刻さにおいてその時を凌駕する。単なる地震保険制度のマイナーチェンジでは済まされないフルモデルチェンジの問題にまで発展する可能性を秘めている。

(2) 財務省の地震保険PT

平成24年4月23日、財務省は、「地震再保険特別会計に関する論点整理に係るワーキンググループ」の議論の成果を踏まえ、「地震保険に関するプロジェクトチーム」（以下「地震保険PT」という。）の第1回会合を開催し、合計7回の議論を経て、同年7月6日、その議論の「中間的整理」を公表した⁸。両論併記方式でまとめられている。

2. 地震保険PTの検討課題

「中間的整理」の検討課題は、総論として、1. 地震保険制度の趣旨・目的、2. 地震保険制度の位置付け・役割、3. 官民負担の在り方、4. 東日本大震災を踏まえた見直し、各論として、1. 地震保険制度の強靱性、2. 地震保険の商品性が列挙されている。

3. 特に重要な検討課題

(1) 地震保険の総論的課題

⁸ http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/jisinpt/report/20120706.htm 参照。

【平成24年度大会】
シンポジウム
報告要旨：一括

総論的課題として、地震保険の損害填補性 - 地震保険は費用保険か財物保険か、地震保険の保険性 - 地震保険には純粋な「保険」という側面と相互扶助としての「連帯」という側面があるが、どちらに軸足を置くのか、地震保険の役割分担 - 他の制度との役割分担をどうするか、被災者生活再建支援制度、災害復興公営住宅、耐震化・防災・減殺のための施策、民間独自の上乗せ商品（超保険・Resta等）との役割分担の整理の問題、官民負担の在り方 - 民間は地震保険から撤退すべきか - 保険責任を国への一元化し、民間は販売・査定・支払業務に特化すべきか等が重要な課題として挙げられる。

(2) 地震保険の各論的課題

(1) 強靱性

地震保険の強靱性の論点は、地震保険の限界 - 地震保険は首都直下地震や南海トラフの巨大地震が発生してもそれらが連続発生しても国民の安心の拠り所になりうるか、政府による資金支援 - 現行地震保険法8条を義務規定化すべきか、保険責任の政府への一元化・民間責任の限定 - 民間責任を例えば危険準備金の限度にする再保険レイヤーの自動改訂規定を地震保険施行令第3条、同施行規則第1条の3に盛り込むべきか、72時間条項の合理性 - 地震保険法第3条第4項の72時間条項は例えば30日間に延長すべきか等が特に重要である。

(2) 商品性

地震保険の商品内容の課題は、商品性を見直す場合の考慮要素はなにか、付保割合の設定の仕方 - 火災保険金額の30%~50%という付保制限を維持すべきか、引上げをすべきか、損害区分の3区分（全損・半損・一部損）の合理性 - 3区分制を維持すべきか、その細分化は査定業務の迅速性を害し支払保険金を増大させるか、契約方法・契約構造の見直し - 地震保険を火災保険から分離して単独で販売できないか、二重債務問題を解消するための「地震団信」を創設し住宅ローンに附帯する強制地震保険を導入できないか、分譲マンション等の共同住宅に対応した地震保険の在り方を検討すべきか、保険料率の改定 - 都道府県別の4等地制の維持か細分化か平準化か、全国一律の保険料はありうるか、耐震割引を拡大すべきか等が主要な検討課題であろう。

巨大災害・巨大リスクとリスク管理

NKSJ リスクマネジメント 篠目 貴大

1. はじめに

本報告は、企業リスクマネジメントのコンサルティングに携わる立場から、日本企業の巨大地震に対するBCP⁹（Business Continuity Plan, 事業継続計画）整備の実態、東日本大震災において試されたBCPの有効性の検証およびその後の企業の取り組み状況について考察する。

2. 企業の巨大災害リスク管理の状況

（1）東日本大震災以前に実施されていた対策、震災後に重要だと認識された対策

当社が実施した企業アンケート調査¹⁰によれば、東日本大震災の発生以前から、兵庫県南部地震（1995年）で重要性が認識された「初動対応の構築」、「建屋の耐震化」、「情報などのバックアップ」は実施率が高かった。しかし、新潟県中越沖地震でも注目されたサプライチェーン対策については、実施が進んでいなかった。

東日本大震災における対策の有効性については、上述の対策は有効であったとの回答が多かった。しかし、一部にはBCPを作成していたが、効果がなかったとの回答もあった。

震災以前からBCPを作成していた企業の中で、震災後により重要と感じるようになった地震対策は、「BCP訓練」が多く、次いで「初動対応の構築」、「調達先の分散化」であった。BCPの実効性の引き上げとともに、あらためてサプライチェーンの重要性がクローズアップされている。

（2）事業再開・復旧のボトルネック

事業再開・復旧が長期化する主要なボトルネックは「建屋・設備の被災」などの物的被害であり、それら対策を実施していた企業では完全停止期間が短縮されていることが分かった。

⁹ 災害や事故で被害を受けても重要業務が中断しないこと、中断しても可能な限り短い期間で再開するための計画を言う。

¹⁰ 「東日本大震災における被害実態と地震対策効果に関するアンケート調査結果」（2012年5月7日）。

また、揺れの少なかった地域では、サプライチェーンの分断がボトルネックとなるケースが多く、特に輸送機器などの業種で完全復旧までに長期間要していることが分かった。

3. 企業の事業継続戦略

(1) 事業継続戦略の多様化

多くの日本企業は、新型インフルエンザや大規模地震を想定してBCPを作成している。しかしながら、自社の施設が甚大な被害を受けない、従業員は大半が出勤可能であるといった想定をしていた場合もあり、大規模な投資負担が先送りされてきた面もなくはない。

また、従来は被災した拠点が自力で復旧できると想定するBCPも多かった。しかし、自力復旧にこだわってはいは乗り切れないことが明らかとなり、取引先と自社の両方で在庫を積み増したり、他地域の同業者との相互供給協定の締結といった対策が講じられるようになった。

(2) 復旧計画の再点検

企業は災害時の早期復旧のために、建物・設備対策ならびに初動対応力および復旧対応力の強化を進めている。旧耐震基準の建物の補強や機器の固定、配管のフレキパイプへの置き換えといった作業と並行して、国・地方自治体による新たな地震・津波被害想定を発表を受けて、津波対策・液状化対策が再検討されている。

初動対応については、東日本大震災の際に大半の大企業で災害対策本部が立ち上げられたものの、従業員が自らの役割を十分認識していないケースがあった。また、通信手段が失われたため、安否確認や被災状況の確認に手間取るケースも見られた。緊急時の通信方法を検討するとともに、事前に決められた役割や行動を、訓練を通じて十分に従業員に認識させることが重要である。

従来はグローバル展開する大企業であっても、BCPをグローバル規模で構築している例は少なかった。今後は、防災計画の延長ではなく、経営戦略の中に位置づけて、新型インフルエンザや地震以外のリスクも想定に入れた、海外拠点を含むBCPの作成が広まることが期待される。

損害保険会社における巨大リスクの引受け

東京海上日動火災保険 松尾 繁

1. はじめに

本報告では、自然災害リスクを引き受ける代表的な保険である企業火災保険を題材として、将来発生する可能性がある巨大災害について、リスク類型、今後の課題、課題に対して損害保険会社がどのような取組みを行っているかを、引受実務に即して考察する。

2. 巨大リスクの類型

企業火災保険における巨大災害として、1事故で複数契約において損害が発生する集積リスクが挙げられ、代表例が 風水災（台風） 地震 敷地外利益 の3つである。

風災および水災リスクは、通常は企業火災保険の普通約款で補償されるリスクであることや、台風は発生頻度も比較的高く、頻繁に観測される規模の台風でも巨額の保険金規模となる可能性があるといった特徴がある。一方、地震は、頻度は台風ほどではないが、いつかは発生することが確実であり、特定の巨大地震によって台風と同程度あるいはそれを上回る損害を保険会社にもたらす可能性がある点で台風とリスクの性質を異にする。敷地外利益とは、原材料の供給元や製品の供給先の事故により、原材料の供給や製品販売が停止することによる利益損失のことで、ある供給元の罹災によって複数企業で同時に利益損失が発生する可能性がある。

3. リスクベース経営（ERM）の現場

（1）東京海上日動のERMの定義

当社では、ERMを寧ろ成長戦略のために、『「リスク」「資本」「リターン」の3つの関係を常に意識し、これを通じてステークホルダーに価値を提供しながら企業の持続的な成長を実現すること』と定義している。即ち、リスクを定性的および定量的に評価し、資本に見合うだけのリスクを負うことを通じて適切な利益を獲得 株主に利益を還元しつつ、資本を拡充 資本拡充により更に多くのリスクを資本の範囲内でとる という一連のサイクルを回して、永続的に企業価値を高める経営手法をERMとしている。

【平成24年度大会】
シンポジウム
報告要旨：一括

(2) リスク量の定量化とリスク評価モデルの活用

弊社では、リスク量や期待値の定量的な把握に、内部で独自に開発したリスク評価モデルによる定量的解析アプローチを行い、VaR や T-VaR といったリスク指標や EVA といった収益性指標を参考に、引受方針や保有出再方針を検討している。大口契約等については、個々の契約のリスク量や損傷度合いなどをモデルによって定量的に解析し、引き受けるリスク量対比で適正な保険料が確保されているかといった観点などから保険料を算出している。

4. 巨大リスクの転嫁

保有出再方針に基づいてリスクの転嫁を行っている。リスク転嫁の手法としては、大きく分けると 伝統的な再保険 証券化 保険会社間での等価リスク交換（リスクスワップ）がある。最近ではグローバルベースでの大規模自然災害多発の傾向がみられ、一方で大手再保険会社によるマーケットの寡占という状況などから、特にコストの面から伝統的な再保険の調達が困難になりつつある状況ともいえるため、当社も、マーケット環境も考慮しながらこれらのベストミックスを図っている。一契約当たりで巨額の責任額での引受けとなる場合は、特約再保険だけでなく任意再保険なども活用して、リスク移転を行っている。出再方式としては大きく分けて、比例再保険と、超過損害額再保険の2つがある。

5. 今後の課題と当社の取組み

(1) 今後の課題

今後の課題として、 巨大台風や南海トラフ地震といった巨大自然災害が発生して甚大な損害を被っても耐えうる管理態勢の構築 タイ洪水や敷地外利益など、現時点でモデルに充分反映されていない非モデル化リスクの定量的な把握 グローバルベースでの集積管理 独自モデル予測精度向上およびモデルガバナンスの強化 といったものがある。

(2) 当社の取組み

弊社では、グループ横断での集積リスク管理を強化し国内外一元的な集積リスク把握・管理態勢の構築するため、引受上限額や保険引受けに関する優先順位付けに取り組む組織を立ち上げた。今後も ERM を推進する中で、上記のような課題への対応を行いながら、管理手法の高度化を図り、元受や再保険政策にも順次反映させる。

生命保険の課題

ニッセイ基礎研究所 明田 裕

1. 巨大災害による保険金等の支払額と経営への影響

(1) 東日本大震災における支払

生命保険協会の発表によれば、旧簡保契約分を含む生保全社の（災害）死亡保険金支払は、2012年7月末現在、20674件、1573億円となっており、最終的な支払額は1650億円と想定されている。この支払額を生保会社のフロー、ストックの水準と比較すると、今回の1650億円という支払額は生保会社のソルベンシーに大きな影響を与えるものではないことが分かる。

(2) 今後の展望

南海トラフ巨大地震について、国の有識者会議は、8月29日に「最悪の場合で約32万人が死亡する」という被害想定を公表した。単純に今回の東日本大震災の死亡者数との比で計算すると、民間生保全社の保険金支払額はおよそ2.8兆円に達することになる。しかし、生命保険事業の場合は、地震・津波よりもむしろパンデミックの方が深刻な影響を及ぼす可能性がある。国は、鳥インフルエンザのパンデミックに関して、重度（スペイン・インフルエンザ相当）の場合、死亡者数が64万人に及ぶと予測している（2005年11月「新型インフルエンザ対策行動計画」）。過去の大災害等の死亡者数を見ても、関東大震災（1923年）の14.3万人に対して、スペイン・インフルエンザ（1918年～）は45万人と、大きく上回っている。しかし、仮に死亡者数が64万人（全国民の0.5%に相当）に及んだ場合でも、危険保険金額ベースの支払額は危険準備金の範囲にとどまろう¹¹。

2. 巨大災害の保有資産への影響

巨大災害の発生は日本経済にダメージを与えトリプル安（株安、円安、債券安）をもたらす、というのが一般的な見方だと思われるが、東日本大震災後の市場はそのとおりに動いたわけではなく、金利も低位安定が続いた。しかし、財政赤字や貿易収支・経常

¹¹ 村松容子・中嶋邦夫「新型インフルエンザの生保事業への影響」『生命保険経営』2010年5月号。

【平成24年度大会】
シンポジウム
報告要旨：一括

収支の状況は東日本大震災時に比べて相当悪化しつつあり、今後の大災害が日本売り・金利急騰の引き金になる可能性は否定できない。

3. 事業の主体としての生保会社に求められること

巨大災害が発生した場合、生保各社には、何にもまして、早く間違いなく保険金を支払い、被災者の生活再建に資することが求められる。この点については、3月の関東部会で生命保険協会の棚瀬事務局長から詳細な報告があったとおりだが、災害死亡部分の免責不適用をいち早く全社が決定するとともに、必要書類の一部省略といった実務取扱の実施、災害地域生保契約照会制度の創設、業界共通データベースの構築などを通じて、全社が簡易・迅速な保険金の支払に努めたところである¹²。

この点、金融庁の監督指針の中でも、「業務継続計画（BCP）においては、テロや大規模な災害等の事態においても早期に被害の復旧を図り、保険契約者等の保護上、必要最低限の業務の継続が可能となっているか？」とされている。

4. 今後の課題

まずもって、各社が平時から大災害発生時を念頭に置き、早期の業務復旧、保険金支払を行えるよう、監督指針に沿って体制を整備することが求められるが、加えて、制度的な対応として、現在政府で設計が進められている「マイナンバー」を生保各社が利用することができれば、安否確認や保険金の支払いが迅速かつ効率的に行えるはずである。

また、大災害の際には各種の主体から各種の支払が行われることになるが、現状、主体によって取扱が異なる点もある。被災者の不安を軽減するとともに極力その期待感を裏切ることがないように、以下のような取扱の統一について検討する余地があろう。

- ・ 生保の災害関係特約と損保の傷害保険における免責条項の相違¹³
- ・ 被保険者と受取人が同時に死亡した場合の新受取人についての各社の取扱の相違
- ・ 国の災害弔慰金支払の要件となる「震災関連死」認定と生保の災害死亡判定

¹² こうした取組みで、生保協会は「平成24年度消費者支援功労者 内閣府特命担当大臣表彰」を受賞した。

¹³ 生保の災害関係特約の「地震・噴火・津波」免責条項については、支払額がさほど多額には上らないこと、存在自体が不安を招きかねないことから、規定自体の削除を検討してもよいと思われる。

再保険の課題

トーマ再保険 江利口 耕治

1. はじめに

再保険とは、保険者が自己の負担に対する保険責任の一部または全部を、他の保険者に、転換する経済行為であり、保険者の事業成績の安定化、異常損害に対する備え、保険者の引受能力の補完、を主な機能としている。自然災害をはじめとする巨大災害、巨大リスクにかかわるリスク消化は、再保険事業がコアとするところの一つである。

2. 近年の巨大災害と再保険

2011年は、東日本大震災、タイにおける未曾有の洪水など日本経済に影響が及ぶ甚大な災害が発生した他、世界的にも、ニュージーランドにおける地震、オーストラリアにおける洪水など、大規模な保険金支払いを伴う自然災害が多数発生した。2011年に発生したこれらの自然災害を含め、過去の自然災害による高額損害における再保険の寄与度は一定割合に達しており、巨大災害にかかわる保険金支払いにおいて、再保険は大きく貢献している。

3. 東日本大震災とタイ洪水

東日本大震災とタイ洪水はともに保険業界および再保険業界に大きな影響を及ぼしたが、その（再）保険金支払いについては、リスク管理の観点から相違があったと考えられる。

4. 再保険業界へのインパクト

(1) 2011年再保険者決算概況

2010年および2011年に発生した自然災害を受け、多くの再保険会社の事業成績は悪化し収益性指標であるコンバインド・レシオが100%を超過する再保険者も続出した。その結果、再保険業界全体の資本は若干減少することとなった。

(2) 再保険マーケットへの影響

過去の再保険マーケットを振り返ると、巨大災害が発生すると、その負担に耐えられず倒産、ないしは再保険マーケットから撤退する再保険プレーヤーが出てくる。そうすると、再保険マーケットが縮小し、需給関係から再保険料率が上昇する。そうなる、今度はチャンスと見た投資家が新たに再保険会社を設立して参入し、再び競争が激化して料率が低下するというサイクルを繰り返している。2012年1月および4月の再保険の特約（契約）更改では一定の料率上昇が見られ、再保険マーケット・ハード化の兆しも見られた。

5. 再保険の課題 ～ 異常災害をいかに引受けるか ～

再保険は、源泉ビジネスの引受け判断を元受保険会社に依存し、元受保険からリスク転換を受けるビジネスである。再保険会社は、元受保険会社といわば運命共同体的位置付けであり、再保険が直面する課題は、その多くを元受保険会社と共有することになる。

2011年に経験した異常災害によって、再保険会社も集積管理の精緻化を迫られることとなった。タイの洪水リスクに代表される新興国における洪水リスク等、モデリングが発達していない地域における自然災害リスクについては、引受リスクを再評価するとともに、同じような事故が起こりえないか、分からないリスクを能動的に探し、それに備えることが課題と認識される。リスクモデルによる集積管理が進んでいたといえる日本の地震リスクについても、東日本大震災で大きな影響が及んだ津波リスクについては、適切にリスクを評価し得るリスクモデルが存在しない点が問題点として浮上している。また、タイ洪水で問題意識が高まった敷地外利益（Contingent Business Interruption）に関するリスク把握についても、再保険特約に直結する問題であることから、再保険者も強い関心を持っている。

想定外を排除し、あらゆるリスクに備えることが、巨大災害における再保険金支払いを確実にするとともに、再保険キャパシティの裏づけとなる担保力の維持に繋がる。こうした観点から、再保険に出再されるリスクに関するより高度な情報開示、また、再保険契約上の条件強化も求められている。